

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

具体的には、経営の健全性、効率性および透明性を高める観点から、経営の意思決定、業務執行および監督、さらにはグループの統制、情報開示などについて適切な体制を整備するとともに、必要な施策を実施しております。

当社は、主たる事業である鉄道の事業特性に鑑み、長期的な視点に立った判断を重視しており、今後とも現行の監査役制度のもとで、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが適切であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	21,356,400	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	17,362,600	4.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,520,315	3.13
JR東日本社員持株会	11,875,600	2.97
株式会社三井住友銀行	10,530,315	2.63
株式会社みずほコーポレート銀行	10,006,600	2.50
株式会社みずほ銀行	10,006,156	2.50
日本生命保険相互会社	8,015,560	2.00
第一生命保険株式会社	8,000,000	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	7,504,400	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	陸運業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満
-------------------	-------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社や上場子会社など、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	24名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐々木 毅	学者				○				○	
濱口 友一	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佐々木 毅	○	学習院大学法学部教授 オリックス株式会社 社外取締役 株式会社東芝 社外取締役	東京大学において法学部長・総長を歴任するなど、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
濱口 友一	○	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役 株式会社IHI 社外取締役	株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長の経験があり、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の相互連携につきましては、常勤監査役と内部監査部門の担当役員等とが定例の連絡会を月に1回程度開催しているほか、常勤監査役が会計監査人から定期的に年5回、その他必要に応じて監査実施状況等の報告を受けるなど、情報の共有化を通じて相互に効率的かつ効果的な監査活動が行えるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
星野 茂夫	その他									○
東川 一	その他									○
山口 俊明	公認会計士									○
仁田 陸郎	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
星野 茂夫	○	_____	国土交通省において要職を歴任するなど、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
東川 一	○	_____	警察庁において要職を歴任するなど、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
山口 俊明	○	公認会計士	公認会計士として豊富な経験を積んでおり、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
仁田 陸郎	○	弁護士 住友商事株式会社 社外監査役	裁判官、弁護士として法曹界で豊富な経験を積んでおり、人格・識見等から適任であると判断しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、第17回定時株主総会(2004年6月)終結の時をもって役員退職慰労金を廃止し、役員賞与と業績との連動性を従来以上に高めることといたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2010年度に係る当社の役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	26名	総額 878百万円(基本報酬 788百万円、賞与 90百万円)
監査役(社外監査役を除く)	1名	総額 9百万円(基本報酬 8百万円、賞与 0百万円)
社外役員	7名	総額 108百万円(基本報酬 97百万円、賞与 11百万円)
合計	34名	総額 996百万円(基本報酬 893百万円、賞与 102百万円)

(注) 1 2010年6月23日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する支給額を含めております。

2 2011年6月23日開催の第24回定時株主総会において決議された役員賞与102百万円(取締役92百万円、監査役10百万円)を含めております。

3 当社は2004年6月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会において重任された取締役および任期中であった監査役に対し、当社所定の基準により退職慰労金を贈呈する旨を当該総会にてご承認いただいております。このご承認に基づき、当事業年度に退任した社外取締役1名に対し退職慰労金5百万円を、上記報酬等とは別に支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は各取締役に対し、日々の業務執行の対価として、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で役位、経歴等を勘案し報酬を支払うとともに、経営成績を踏まえ、株主に対する配当、各取締役の業績等を勘案し賞与を支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、当社では社外取締役を補佐する担当者を定めております。また、取締役会開催日程を早期に連絡するほか、社外取締役からの質問等に対し担当部門から回答する体制を整備するなど、社外取締役が活動しやすい環境を整えております。

社外監査役をサポート体制としては、監査役を補佐する10名程度の専任スタッフを配置して、取締役からの報告・聴取、主要な事業所等の監査がスムーズに行えるよう体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む24名で構成され、原則として毎月1回開催し、法定の事項その他重要な業務執行についての決定および業務執行の監督を行っております。また、取締役会の定めるところにより、全ての役付取締役で構成される常務会を置き、原則として毎週1回開催して取締役会の決議事項およびその他の経営重要事項について審議を行っております。このほか、当社グループ全体の発展を期するため、役付取締役等で構成されるグループ戦略策定委員会を必要に応じて開催し、事業分野ごとの経営戦略などグループに関する重要事項について審議を行っております。

当社の監査については、内部監査、監査役監査、会計監査を行っております。

内部監査につきましては、監査部(本社)および監査室(各支社)を置き、約100名の専任スタッフを配置して、適法で効率的な業務執行確保のための監視体制を整えております。期初の計画に基づき監査を進め、改善が必要な点については改善状況の報告の提出を求めるとともに、期末およびその他必要に応じて監査結果を代表取締役へ報告しております。また、監査部では、グループ会社の監査も実施しております。

監査役監査につきましては、監査役会を原則として毎月1回開催し、監査役間の情報交換を行うだけでなく、グループ会社監査役との間で定例の連絡会を実施し、監査に関する情報の交換を行っております。また、監査役を補佐するため10名程度の専任スタッフを配置しており、常勤監査役を中心に、監査役会が定めた方針に従い、取締役会のほか常務会などの社内の重要会議への出席や業務、財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。なお、監査役山口俊明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任 あずさ監査法人(会計監査人)が期中および期末に監査を実施しております。当期において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。なお、継続監査年数はいずれも7年以内です。また、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、2010年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 輝夫、田中 輝彦、薊 和彦

取締役候補者の選定については、代表取締役が株主総会に推薦する候補者の氏名を取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。また、取締役の報酬については、日々の業務執行の対価として、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で役位、経歴等を勘案し支払っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、主たる事業である鉄道事業において、安全等様々な知識・経験を要する判断や長期的視野に立った意思決定が必要であるため、複数の取締役の合議によって重要な経営事項の決定等を行うとともに、取締役会から独立し、かつ任期が4年である監査役が監査を行う体制を採用しております。なお、社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすとともに、独立した立場から経営を監督するなどの観点から、2名を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日のおおむね3週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日の数日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2003年6月開催の第16回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月開催の第20回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び当社が上場している証券取引所のホームページにおいて、招集通知(要約)の英文での提供を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、期末決算の発表直後に定期的に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アメリカ、ヨーロッパに赴き、投資家向けに定期的にIR説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを作り、決算関係資料や説明会で配付した資料等を過去数年分にわたり掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画本部経営企画部内にIR担当グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ理念、グループ経営ビジョン等でステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会環境報告書」を毎年発行し、当社グループの社会的責任とその遂行について詳細に報告を行っております。また、環境優位性の高い交通手段である鉄道事業を営む事業者として、環境保全活動を重視しており、省エネルギー車両導入等による事業上の環境負荷のさらなる削減、継続的な植樹活動の実施、国や諸団体が主催する環境キャンペーンや環境イベント等への積極的な参加などに取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 当社の内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況については、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・法令遵守および企業倫理について、当社と当社の連結子会社（以下、「グループ会社」という）で構成されるJR東日本グループの企業行動指針である「法令遵守及び企業倫理に関する指針」を策定し、役員および社員に対して具体的な行動のあり方を示すハンドブックを配付している。
- ・法務部および総務部が、全社横断的にコンプライアンスに係る業務を統括する。
- ・コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、公益通報やコンプライアンス上問題のある事象についての報告を受け付ける。
- ・内部監査については、適法で効率的な業務執行確保のための監視体制を整えている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書は、法令および社内規程等に従い、適切に保存および管理する。取締役および監査役は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・鉄道の運行に関し、事故・災害等の発生に備えて、輸送指令室を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えている。また、輸送の安全性および安定性を向上させるため、社内にそれぞれ専門の委員会を設置している。
- ・外部からの犯罪行為、当社およびグループ会社の不祥事、法令違反などの会社の事業運営に重大な影響を与えるリスクに対しては、業務を管理する各部署においてリスク管理をしているほか、危機管理責任部署および危機管理に関する規程を定め、問題が発生した際には、経営トップが関与しながら、迅速に初動体制を構築し情報の収集および迅速な対応等がとれるよう、危機管理体制を構築している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・会社の効率的な事業運営を確保するため、社内規程により、各部署の権限、役割を定め、権限分配している。
- ・JR東日本グループが共有する全社的な目標として定めた「グループ経営ビジョン 2020－挑む－」の浸透を図るとともに、この目標達成に向けて施策を効率的に展開するために部門ごとに「アクションプログラム」を定め、その進捗状況については定期的にトレースを実施するなど、施策を効率的に展開する仕組みを確保する。

(5) JR東日本グループの企業集団としての業務の適正を確保するための体制

- ・法令遵守および企業倫理に係る当社の企業行動指針として「法令遵守及び企業倫理に関する指針」を策定し、具体的な行動のあり方を示すハンドブックを当社およびグループ会社の役員および社員に配付している。また、JR東日本グループとしてのコンプライアンスに関する相談窓口を当社内および外部に設置している。
- ・グループ会社に対し、危機管理責任部署および危機管理に関する規程等を定め、問題が発生した際に、迅速に初動体制を構築し、情報の収集および必要に応じた当社への報告ならびに迅速な対応を指導する。
- ・JR東日本グループにおける業務の適正を確保するため、当社からグループ会社に役員を派遣するなど経営に関与するとともに、当社の監査部がグループ会社監査を定期的実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役の監査活動を補助する専任スタッフを監査役室に配置し、監査の実効性を高め、監査活動が円滑に遂行できる体制をとる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役室スタッフは、監査役の命令に関して、取締役・他の使用人等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告の体制

- ・取締役会規則に基づいた決議事項の付議基準を定め、適切に取締役会に付議しているほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会、常務会等にて、その内容を確認することができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役社長および会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2 当社の財務報告に係る内部統制の基本方針は、以下のとおりです。

(1) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制を整備し、運用する。

(2) 前項に定める体制の整備および運用の状況について、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従って、事業年度ごとにこれを評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制の整備状況は、以下のとおりです。

(1) 2005年5月に策定した「法令遵守及び企業倫理に関する指針」の第7項に「役員及び社員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定めている。

(2) JR東日本グループの役員および社員に配付した「コンプライアンス・アクションプラン」において、反社会的勢力および団体への毅然とした対応の具体的方法を記載している。(2005年6月発行、2009年4月改訂)

(3) 本社総務部に不当要求防止責任者を置いている。

(4) 社員に対して行っている研修において、反社会的勢力および団体への対応のあり方を説明している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社ではインサイダー取引の防止の観点から、「内部者取引に関する規則(管理規程)」を定め、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事項として、金融商品取引法に基づく重要事実(以下、「重要事実」という。)を対象に、以下のとおり、社内での情報管理および適時適切な開示を行うこととしております。

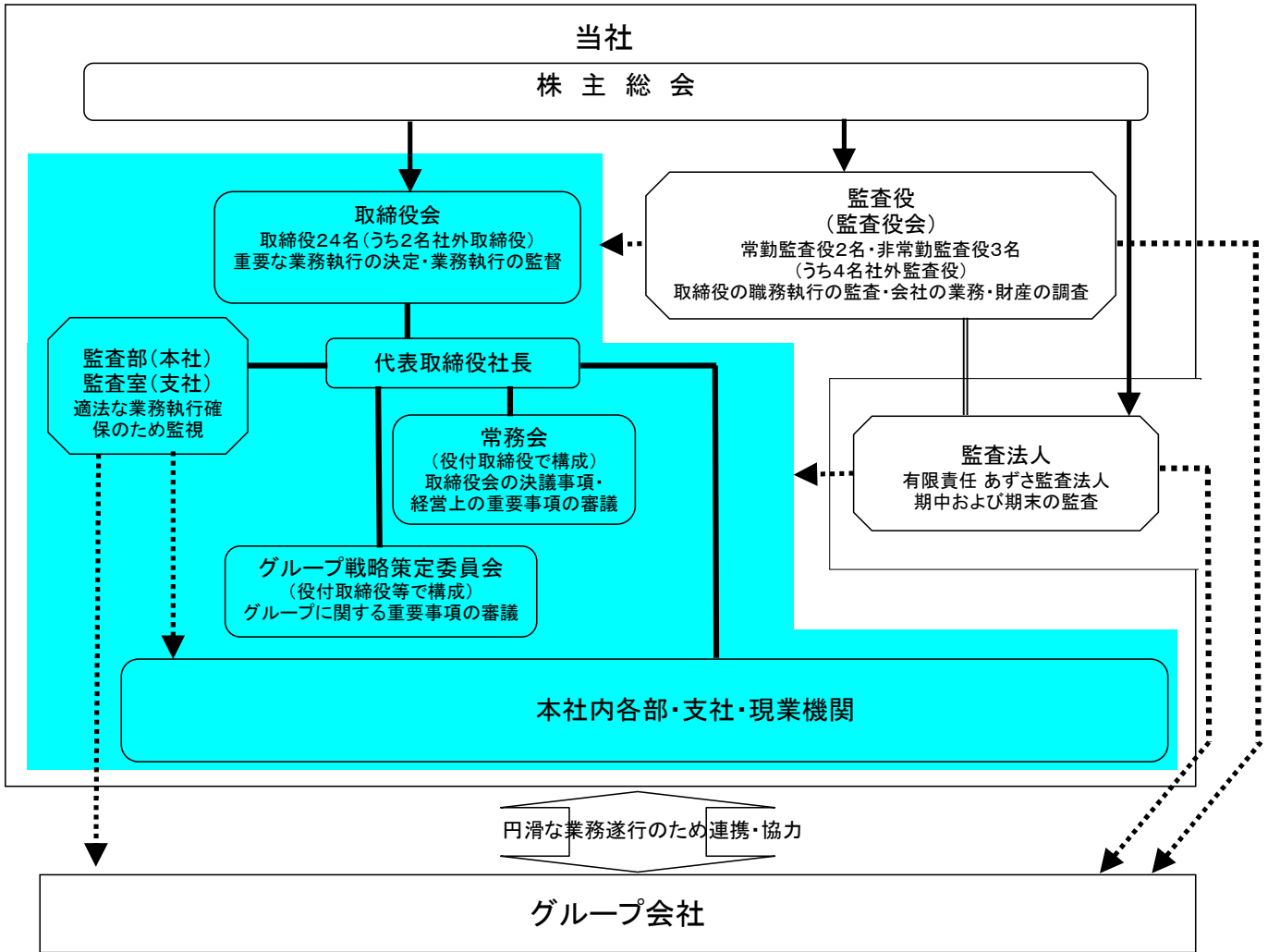
○重要事実を把握した社員等は、関係部署の部長(以下、「主管部長」という。)を経由し、速やかに情報取扱責任者(経営企画部長)に情報を伝達することとしております。子会社に係る重要事実についても、主管部長を経由し、情報取扱責任者に情報を伝達します。なお、把握した事実が重要事実該当するかどうか疑義が生じたときは、情報取扱責任者に問い合わせることとしております。

○情報取扱責任者は、重要事実について必要な情報管理を行うこととしております。また、重要事実を知った役員および社員等の株式等の売買その他の取引を規制しております。

○重要事実は速やかに開示するものとし、開示の時期および方法は、取締役会で決定することとしております。ただし、緊急の場合には、代表取締役がこれを決定することができるものとし、事後速やかに取締役会に報告することとしております。

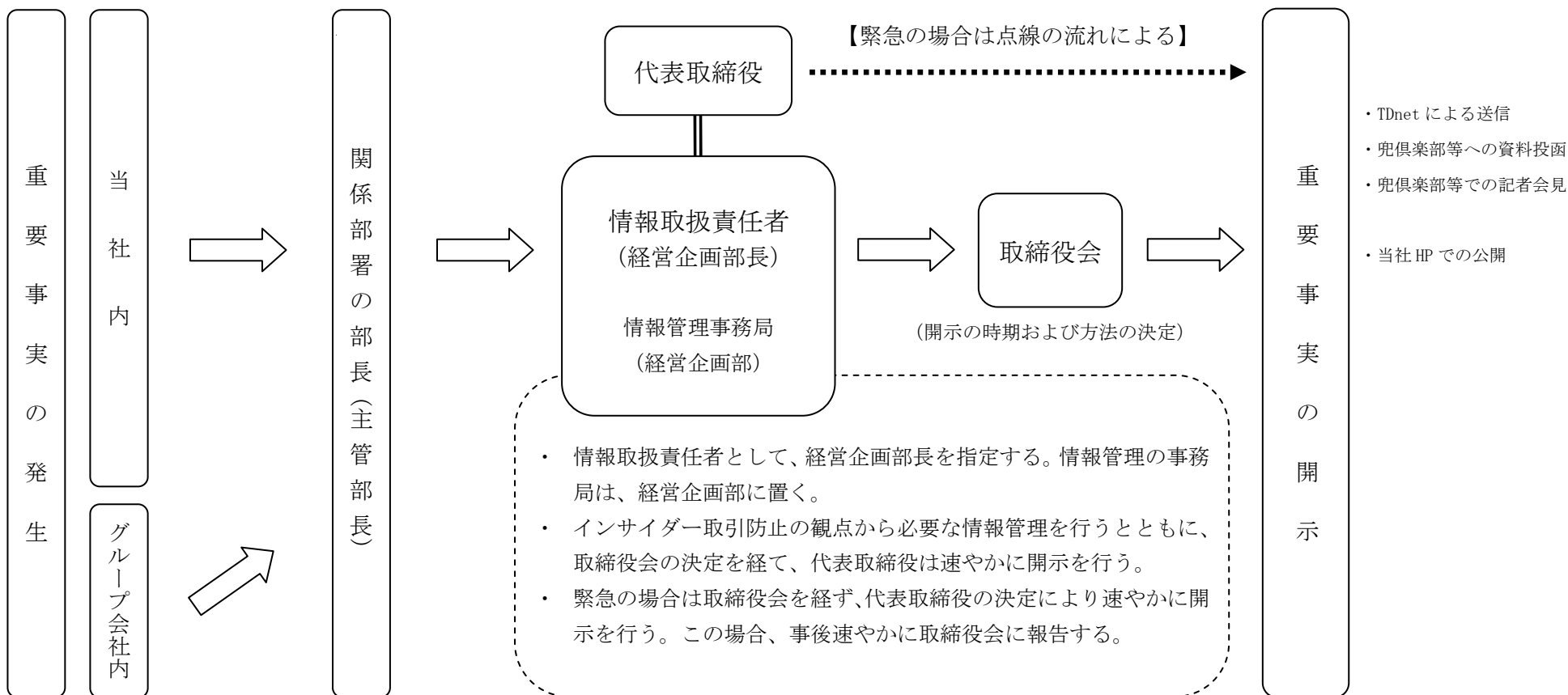
○このほか、証券取引所の有価証券上場規程等で定める適時開示事項(ただし、重要事実を除く。)についても、重要事実に準じた取扱いを行うこととしております。ただし、この場合には、情報取扱責任者が開示の時期および方法を決定し、速やかに取締役会に報告することとしております。

【参考1】コーポレート・ガバナンス概念図



【参考 2】 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事項の開示に係る社内体制

○ 「内部者取引に関する規則（管理規程）」に基づく重要事実の開示手続き



※このほか、証券取引所の有価証券上場規程等で定める適時開示事項（ただし、重要事実を除く。）についても、重要事実に準じた取扱いを行う。